全ト協発第３３５号（環）
令和８年１０月１３日

各都道府県トラック協会会長　殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会　長　　寺　岡　洋　一
（公　印　省　略）

# 令和8年度年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、国土交通省物流・自動車局長より別添のとおり通知がありました。今年度は、依然として多く発生している大型トラックの車輪脱落事故、未だ根絶に至っていない飲酒運転事故及び、健康起因事故事案の発生を踏まえ、各種安全対策を着実に推進する必要があります。また、新型インフルエンザ等感染症対策については、令和６年度に改訂された、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府及び国土交通省等の行動計画を踏まえた対策の着実な実施に努める必要があります。

これに加えて、自然災害により事業者自身が被災し運休が生じる事案やテロ対策等、早急かつ適切な対応が求められていることから、下記のとおり、国土交通省全体の４つの重点点検事項に加え、７つの物流・自動車局（自動車交通関係）重点点検事項が定められております。

また、上記を踏まえた自動車交通関係点検事項が示されています。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解の上、傘下の会員事業者に対して、総点検の実施により安全確保を図るよう周知徹底を行うとともに、自主点検表の提出についてもご指導の程よろしくお願い申し上げます。

記

**【国土交通省全体】**

①安全管理（特に乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握、乗務員に対する指導監督体制）の実施状況
②自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況
③サイバー空間を含むテロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
④新型インフルエンザ等の対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況

**【物流・自動車局（自動車交通関係）】 ※トラック運送事業関係は②～⑥**

①軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況
**②健康管理体制の状況**
**③運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況**
**④運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況**
**⑤車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況（特に大型自動車の車輪脱落事故防止対策及びスペアタイヤ等の定期点検実施状況）**
**⑥大雪に対する輸送の安全確保の実施状況**
⑦貨物軽自動車運送事業における安全対策の実施状況

以上

【本件に関する問い合わせ】
（公社）全日本トラック協会　交通・環境部
電話：０３－３３５４－１０４５　ＦＡＸ：０３－３３５４－１０１９

国自安第１４３号
令和８年１０月６日

公益社団法人　全日本トラック協会会長　殿

国土交通省物流・自動車局長
（　公　印　省　略　）

令和８年度年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施について

標記について、別添のとおり令和８年度年末年始の輸送等に関する安全総点検実施要綱及び実施計画を定めました。

つきましては、貴会におかれましても、本安全総点検の趣旨を踏まえ、傘下会員等に対し周知徹底を図り、総点検の実施による自動車輸送の安全の確保に万全を期するようお願いします。

# 令和８年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施要綱
## ～事故防止等に関する安全点検及びテロ対策等の点検～

国　土　交　通　省
令和８年９月８日

### 第１　目的

日々の国民生活や経済活動を支える基盤である輸送機関等の「安全・安心」の確保は不可欠であるが、特に大量の輸送需要が発生し、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始は、ひとたび事故等が発生した場合には大きな被害となることが予想される。

（運輸）

令和６年１月、羽田空港のＣ滑走路上において航空機同士が衝突し、海上保安庁機の乗員６名のうち、５名が死亡する事故が発生した。同事故を受け、同月に公表した「航空の安全・安心確保に向けた緊急対策」を講じるとともに、有識者及び関係団体から構成される「羽田空港航空機衝突事故対策検討委員会」を設置した。同年６月に滑走路誤進入対策に係る中間とりまとめが公表され、提言に基づいた対策を順次進めている。今後は、運輸安全委員会の事故調査報告も踏まえ、必要な安全・安心対策を講じていく。

また、令和４年４月に北海道知床で発生した遊覧船事故を受けて、「知床遊覧船事故対策検討委員会」において取りまとめられた「旅客船の総合的な安全・安心対策」について、実施可能なものから速やかに実行するとともに、その進捗についてフォローアップを実施しているところである。

このような事故をはじめ、令和８年３月に新名神高速道路で発生した大型トラックの追突事故等これまでに発生した事故や、令和８年１月～２月に鉄道で発生した停電による輸送トラブル等や自然災害による輸送障害といった近年の輸送情勢も踏まえ、事業者への注意喚起や指導強化などの安全施策の取組を実施し、事故等の再発防止を推進してきたところであるが、輸送機関等における安全確保及び事故防止の徹底を図るため、全てのモードにおいて、事業者における自主的な安全への取組を強化することが引き続き重要であり、経営トップを含む幹部の強いリーダーシップの下での自主点検等を着実に実施しながら、安全意識を向上させる必要がある。

（危機管理）

テロの脅威は先進国を含めて世界各地に拡散し、最近のテロの対象として、警備や

監視が手薄で不特定多数が集まる、いわゆるソフトターゲットが標的になる傾向があるなどテロ情勢は一層厳しさを増している。加えて、近年、情報システムのサプライチェーンリスクが指摘される中、サイバー攻撃が複雑化・巧妙化しており、サイバーセキュリティ対策の重要性がますます高まっている。このため、サイバー空間を含むテロ対策の実施状況についても併せて点検を実施し万全を期する必要がある。

さらに、新型インフルエンザ等感染症対策については、令和６年度に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府及び国土交通省等の行動計画が改定されたところであり、これらを踏まえ、事業者等は対策の着実な実施に努める必要がある。

このため、「年末年始の輸送等に関する安全総点検」（以下「総点検」という。）を実施する。

## 第２　期間

令和８年１２月１０日(木)～令和９年１月１０日(日)

## 第３　重点点検事項

今年度の総点検においては、以下の４つの点検に特に留意する。

（運輸）

○ 安全管理（特に乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握、乗務員に対する指導監督体制）の実施状況

○ 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況

（危機管理）

○ サイバー空間を含むテロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況

○ 新型インフルエンザ等の対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況

## 第４　輸送等機関別の点検事項

１　鉄軌道交通関係（索道含む）

（１）安全管理（乗務員に対する指導監督体制、施設・車両の保守管理体制）の実施

状況

（２）施設・車両の保守及び整備（実施基準等の遵守）の実施状況

（３）地震、津波、風水害、雪害等の対策設備並びに事故、災害等の発生時における旅客の避難誘導及び情報提供体制等の整備状況

（４）プラットホームにおける人身障害事故防止対策の実施状況（ホームにおける安全確認及び必要に応じた声かけ、車内放送等による旅客への注意喚起等の実施状況及び安全設備の状況）

（５）「鉄道テロへの対応ガイドライン」を踏まえた、防犯カメラによる監視、駅構内・列車内及び沿線の重要施設（運転指令所・車両基地等）等の巡回等の実施状況、テロ発生等の緊急時の通報・連絡・指示体制の整備状況、テロ発生等の緊急事態を想定した訓練の実施状況

（６）新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況

（７）サイバーセキュリティ確保のための取組状況

２　自動車交通関係

（１）軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況

（２）運行管理（飲酒運転、過労運転及び健康起因事故の防止、点呼の実施、運転者に対する指導監督）の実施状況

（３）整備管理（車両の日常点検整備、定期点検整備等）の実施状況（特に大型自動車の車輪脱落事故防止対策及びスペアタイヤ等の定期点検実施状況）

（４）コンテナ輸送における安全対策の実施状況

（５）バスターミナル、自動車道及び一般トラックターミナルの保守点検の実施状況

（６）自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況

（７）テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況

（８）新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況

（９）貨物軽自動車運送事業における安全対策の実施状況

３　海上交通関係

（１）法令及び安全管理規程（特に、安全方針及び安全重点施策の策定・見直し、安全統括管理者及び運航管理者の選任に関する事項、気象海象条件を踏まえた運航の可否判断・航行中止の判断、乗組員の健康状態及び過労状態の把握）の確実な遵守状況

（２）安全に関する設備（旅客船ターミナル等を含む）の確実な備付け及び旅客・乗

組員・貨物に関する安全対策の実施状況（特に、火災対策（消火器等の点検、避難誘導訓練の実施）、荒天時の体制の準備状況（適切な情報収集体制、適切な当直体制）、飲酒対策の実施状況）

（３）自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備状況及び通信設備・通信環境の確認

（４）不審者・不審物発見時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況

（５）新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況

４　航空交通関係

（１）自然災害、事故等発生時の通報・連絡・指示を含む処理体制の整備状況

（２）自然災害の対策設備並びに事故、災害等の発生時における旅客の避難誘導及び情報提供体制等の整備状況

（３）航空機の運航（航空機乗組員の健康状態の確認、航空機乗組員に対する指導監督、危険物輸送の管理を含む）及び整備の実施状況

（４）航空機の保安対策の実施等によるハイジャック等テロ防止及び空港（重要空港関連施設を含む）警備の実施体制の整備状況

（５）ターミナル、空港施設、航空保安設備等の保守点検の実施状況

（６）テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びハイジャック・テロ等の発生を想定した訓練の実施状況

（７）新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況

（８）サイバーセキュリティ確保のための取組状況

５　利用運送業関係

（１）危険物輸送を管理するための体制整備状況

（２）テロ防止のための警戒体制の整備状況並びにテロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況

（３）新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況

６　気象業務関係

（１）交通障害を生じる恐れのある時の気象・地震情報等の迅速・確実な情報伝達方法の整備状況

（２）テロ発生時等の緊急時における連絡体制の整備状況

（３）職場における新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況

## 第５　実施要領

１　本省関係局等においては、実施要綱に基づき実施計画（事故防止等に関する安全点検並びにテロ対策、新型インフルエンザ等対策の点検を併記するが、可能な限り区分する）を定め、総合政策局総務課交通安全対策室長及び大臣官房危機管理官に提出するとともに、地方支分部局に対し総点検の実施方法等を指示するほか、各関係事業者団体等に対し総点検の指導を行うものとする。

２　実施計画を定めるに当たっては、事業者等による自主点検の実施率を向上させる観点から点検項目は必要最小限とするほか、点検表の作成に当たっては、自由記述による回答が最小限となるよう配慮するものとする。

３　地方支分部局においては、実施計画に基づき、各地方の実情を勘案して実施細目を定めるとともに、自らの安全に関する業務の体制について総点検を実施するものとする。

また、所管の事業者等がある場合には、当該者に対して点検方法等の指示を行い、下記４における立入検査（以下、「立入検査」という。）時に点検状況を把握するよう努めるとともに、自主点検項目に関する事業者からの意見等、必要に応じて追加ヒアリング等を行うものとする。

なお、当該者に対して、自主点検結果を記録として保存し、立入検査時に当省関係局の職員が求めた際は、直近年度分の点検結果を確認できるようにするとともに、可能な場合は自主点検の実施についてホームページ等に掲載するなどの措置をとることを周知するものとする。

４　立入検査の実施に当たっては、事業者等への影響や総点検全体の効率的かつ効果的な実施を勘案した上で行うものとする。

なお、特に繁忙が著しい貨物事業者等については、立入の実施時期を総点検実施期間に限らず前倒しする等、関係局等において適宜実施するものとする。

５　本省関係局等及び地方支分部局においては、事業者団体等に対して安全点検等のための通達を発出している場合には、実施計画又は実施細目を定めるに当たり、当該通達の実施状況を点検項目に反映させるなど、より効果的な自主点検が実施されるよう配慮するものとする。

６　本省関係局及び地方支分部局においては、自主点検の実施事業者数を増加させるため、所要の方策を立てるものとする。

特に、零細事業者等における自主点検の実施率を向上させる観点から、零細事業者等が実施すべき点検項目については、他の事業者が実施する点検項目とは別に簡

略化されたものを使用する等、関係局等において、適宜実施することができるものとする。

また、事業者団体に加入していない事業者に対しては、例えば、研修や講習会の場を活用して自主点検の実施依頼を行うなど、可能な限り多くの事業者に対して自主点検の呼びかけを行うよう努めるものとする。

7　総点検は、関係行政機関との密接な連絡のもとに、その協力を得て実施するものとする。

8　地方支分部局は、以下の事項について、総合政策局総務課交通安全対策室長及び大臣官房危機管理官に対し全モードを報告し、本省関係部局に対しては、各モードごとに報告するものとする。

（1）上記3及び4に関し、立入検査において確認した事業者等の点検状況、自ら実施した総点検の結果及びこれらに対する所見

（2）自主点検の実施事業者数を増加させるために地方支分部局が実施した方策の内容

（3）その他総点検の実施を通じて得た安全確保のための意見等

## 第6　その他

地方支分部局は、当期間以外でも各地方の輸送量等を勘案して総点検が必要と判断した場合には、当実施要綱を準用して実施できるものとする。

なお、実施に際してはあらかじめ本省関係局等と調整の上、その旨を総合政策局総務課交通安全対策室及び大臣官房危機管理室まで連絡するものとする。

# 令和８年度　年末年始の輸送等に関する安全総点検実施計画
# （自動車交通関係）

令和８年１０月６日
物流・自動車局

「令和８年度年末年始の輸送等に関する安全総点検実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始に臨み、各自動車運送事業者等について、自主点検等を通じた安全性の向上を図るとともに、輸送安全等に対する意識の高揚を図るため、年末年始の輸送等に関する安全総点検を次のとおり実施するものとする。

軽井沢スキーバス事故や大型トラックの車輪脱落事故、減少傾向にあるものの未だ根絶に至っていない飲酒運転事故、健康起因による事故など、これまでに発生した事故を踏まえ、各種安全対策を引き続き着実に推進する必要がある。

令和６年１月、羽田空港において、日本航空機と海上保安庁機が衝突する事故を受けて、同年６月に中間とりまとめが行われた。また、令和４年４月に発生した知床遊覧船事故を受けて、「旅客船の総合的な安全・安心対策」が取りまとめられた。自動車交通においても旅客輸送に関する事故は人命に直結するという認識の下、自動車運送事業者においては安全対策を更に徹底していく必要がある。

新型インフルエンザ等感染症対策については、令和６年度に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府及び国土交通省等の行動計画が改定されたところである。これらを踏まえ、事業者等は対策の着実な実施に努める必要がある。

これに加えて、豪雨、台風、大雪等自然災害により事業者自身が被災し運休が生じる事案や、いわゆるソフトターゲットへのテロ対策の必要性及び複雑化・巧妙化するサイバー攻撃に対するセキュリティ対策の重要性が高まっている。

そこで、実施要綱で示されている全省共通の重点点検事項及び自動車交通関係点検事項に加え、自動車交通における輸送の安全に関するこれらの状況等を勘案して、物流・自動車局重点点検事項を設定し、全省共通重点点検事項と併せて重点的に総点検を実施する。

１．期間

令和８年 12 月 10 日（木）～令和９年１月 10 日（日）

２．点検事項

（１）物流・自動車局（自動車交通関係）重点点検事項（※は全省共通重点点検事項）

①　軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況

②　健康管理体制の状況（※）

③　運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況（※）
④　運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況
⑤　車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況（特に大型自動車の車輪脱落事故防止対策及びスペアタイヤ等の定期点検実施状況）
⑥　大雪に対する輸送の安全確保の実施状況
⑦　貨物軽自動車運送事業における安全対策の実施状況

（２）自動車交通関係点検事項（※は全省共通重点点検事項）
①　点呼の実施、運転者に対する指導監督（※）の実施状況
②　コンテナ輸送における安全対策の実施状況
③　バスターミナル及び自動車道の保守点検の実施状況
④　自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況（※）
⑤　テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況（※）
⑥　新型インフルエンザ等感染症の対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況（※）

３．実施にあたっての留意事項

（１）実施細目の決定

総点検の実施にあたっては、本実施計画及び別紙の安全総点検実施項目に基づき各地域の実情を勘案して、地方運輸局、神戸運輸監理部、沖縄総合事務局及び運輸支局（以下「地方運輸局等」という。）において実施細目を定めるものとする。

（２）事業者への指示事項

事業者に対しては、期間及び点検実施項目を示し、安全総点検を実施するよう指導することとし、その際、次の事項を指示するものとする。また、特に新規参入事業者、関係団体未加入事業者等において、総点検の趣旨を理解していない事業者も多いことから、研修や講習会、監査、適正化事業実施機関の巡回指導等の機会を通じて、事業者に総点検の趣旨や重要性について周知徹底を図るものとする。

①　総点検は、経営トップを総点検最高責任者とし、事前に十分な計画を定めて実施すること。また、経営トップを含む幹部においては、総点検で確認された現場の状況を把握し、対応・措置の不備や不適切な取扱い等があった場合には、早期に適切な措置を行うこと。
②　重点点検事項については、特に入念な点検を行うこと。

③　総点検の結果（様式１）については、直近年度分を記録として保存し、可能な場合は自主点検の実施について、ホームページ等に掲載するなどの措置を講じること。

（３）地方運輸局等による事業者における点検事項実施状況の点検（様式２）

①　地方運輸局等による点検事項実施状況の点検のための立入検査（以下「立入検査」という。）については、事業者等への影響や総点検全体の効率的かつ効果的な実施を勘案した上で行うものとする。

なお、特に繁忙が著しい貨物事業者については、立入検査の実施時期を総点検実施期間に限らず前倒しする等、地方運輸局等において適宜実施するものとする。

②　立入検査の実施にあたっては、重点点検事項を踏まえ、点検対象事業者を絞り込むことにより、徹底した点検を行うものとする。

③　事業者の本社のほか、現場機関も訪問するなどにより、全社的な総点検実施状況を把握するものとする。

④　「２．点検事項」に掲げる項目は最低限点検し、業態ごとの特徴を踏まえた更なる点検を行うよう努めるものとする。

（４）地方運輸局等による街頭検査等

①　街頭車両検査等については、独立行政法人自動車技術総合機構、関係行政機関等と調整の上実施し、必要な指導及び処分を行うものとする。

②　一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する街頭監査を実施し、特に、一般貸切旅客自動車運送事業者における夜間の運行及び訪日外国人観光客の輸送について、乗客の安全確保状況等を確認するものとする。

（５）本省による事業者における点検実施状況の点検

本省物流・自動車局は、必要に応じて地方運輸局等と調整の上、点検対象事業者を選定し、総点検の実施状況を点検するものとし、この場合の点検方法は「３（３）①、②、③」と同様とする。

（６）地方運輸局等における自己点検

地方運輸局等においては、自ら、自然災害・事故・事件等発生時における連絡体制その他安全に関する業務の体制について点検を実施するとともに、本省物流・自動車局は、必要に応じて地方運輸局等における点検について指導するものとする。

４．本省への報告

地方運輸局等（運輸支局を除く。）は、総点検期間中における事故等の発生

状況並びに総点検の実施を通じて得た安全確保のための意見等について、令和９年３月１日（月）までに様式３により、本省物流・自動車局安全政策課長、総合政策局総務課交通安全対策室長及び大臣官房危機管理官あてにそれぞれ報告するものとする（期限厳守）。

５．その他

実施期間外の安全総点検の実施

① 地方運輸局等は、各地域の実情を勘案して実施期間外に安全総点検を実施する必要があると判断した場合には、本実施計画を準用して実施できるものとする。

② 地方運輸局等は、①による総点検を実施する場合には、事前にその旨を本省物流・自動車局安全政策課、総合政策局総務課交通安全対策室及び大臣官房危機管理官の各担当者まで連絡するものとする。